

# 第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告330号

衆議院議員田中和徳事務所  
TEL:03-3508-7294  
FAX:03-3508-3504  
<http://www.tanaka-kazunori.com>  
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



## 賃上げ税制などが成立

3月22日、令和4年度当初予算案と税制関連法案が国会で成立しました。この税制関連法案は、政府の新年度税制改正大綱に基づいたものであり、田中が副会長を務める自民党税調の主導で内容が定められました。主たる改正点として、①賃上げ支援、②住宅ローン減税の改正などがあり、『成長と分配の好循環』を、税制度の面から目指した内容となっています。

### 1. 賃上げ支援税制の充実

大企業		中小企業	
継続雇用者の給与総額を3%以上増やした場合	法人税控除率 15%	雇用者全体の給与総額を1.5%以上増やした場合	法人税控除率 15%
継続雇用者の給与総額を4%以上増やした場合	さらに 10%上乗せ	雇用者全体の給与総額を2.5%以上増やした場合	さらに 15%上乗せ
従業員の教育訓練費を2割以上増やした場合	法人税控除率 5%	従業員の教育訓練費を1割以上増やした場合	法人税控除率 10%
法人税が合計で最大30%控除		法人税が合計で最大40%控除	

従業員の待遇改善やキャリアアップを促し、分配を強化していくため、賃上げや人材育成に取り組む企業に対して、強力な支援策を実施します。賃金の上昇は消費活動を活発化させ、企業の業績にも好影響を与えます。人材の育成も、新しい産業やサービスの創出する上で必要不可欠です。

## 2. 住宅ローン減税の改正

	変更前	変更後
控除の対象要件	2021年12月末 までに入居すること	<u>2025年12月末</u> までに入居すること
所得税や住民税から 控除できる額	ローン残高（年末時点）の 1.0%	ローン残高（年末時点）の <u>0.7%</u>
控除できる期間	新築：原則10年間 中古：10年間 毎年控除できる	新築： <u>13年間</u> 中古：10年間 毎年控除できる

変更前は、控除額を満額受け取れるのは高所得層に限られていました。変更後の制度は、控除可能な期間が従来より3年間延長されることもあり、中低所得層に手厚く、全体としてバランスの良い内容となっています。また、多くの方々が制度を利用できるよう、申請期限を4年間延長しました。

## 3. その他の改正点

- ◇ベンチャー企業への出資に対して、優遇措置を強化する。
- ◇自動車の重量税に関して、キャッシュレスの納付制度を創設する。
- ◇地方税の電子申告、電子納付に向けた制度を拡充する。
- ◇両親や祖父母が贈与した住宅取得資金への非課税措置を延長する。
- ◇事業者を支援するため、商業地などの固定資産税を減額する。
- ◇情報通信分野で、5G関連の設備投資に対する減税措置を延長する。